

「電波有効利用委員会報告（案）」に提出された意見及び委員会の考え方
 [募集期間：令和8年2月18日（水）～3月19日（木）]
 意見提出者：計58件（法人等27件、個人31件）

意見提出者一覧（五十音順）

朝日放送テレビ株式会社	一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構	一般社団法人日本民間放送連盟
エリクソン・ジャパン株式会社	株式会社アライブコム	株式会社 NTT ドコモ
株式会社国際電気	株式会社 JTOWER	株式会社 TBS テレビ
株式会社テレビ東京	株式会社フジテレビジョン	株式会社毎日放送
株式会社村田製作所	関西テレビ放送株式会社	KDDI 株式会社
公益社団法人日本舞台音響家協会	シュア・ジャパン株式会社	ゼンハイザージャパン株式会社
ソニー株式会社	ソフトバンク株式会社	TOA 株式会社
東海テレビ放送株式会社	日本テレビ放送網株式会社	日本放送協会
楽天モバイル株式会社	1FINITY 株式会社	
連名（2者）※	個人（31件）	

※連名の意見提出者：中部日本放送株式会社、株式会社 CBC テレビ

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	委員会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般					
1	株式会社 村田製作所	全般	【意見概要】 電波の有効利用を一層推進する観点から、評価の考え方、制度運用、端末普及の観点について、将来の制度検討に資する以下の意見を提出する。 【意見①】電波の有効利用評価におけるユーザー体感の位置づけについて 電波の有効利用は、トラフィック量や設備稼働率のみで評価されるものではなく、利用者にとって「つながることが当たり前」である状態が実現できているかという体感面の評価も重要である。特に大規模イベント等の高密度環境では、従来指標では把握しきれない体感品質の低下が生じる場合があるため、ユーザー体感を起点とした評価指標や KPI について、免許制度の在り方とあわせて検討されることが望ましい。 【意見②】無線設備認証制度の運用合理化について 電波の有効利用を阻害する要因は、必ずしも周波数不足や技術的制約だけでなく、制度運用上の負担が積み重なって生じている場合もある。無線設備の技術基準適合証明においては、混信防止や安全性の重要性を前提としつつ、国際的な試験体系との整合性や技術進展を踏まえ、合理化・簡素化の余地がないか検討されることが望ましい。 【意見③】端末普及を通じた電波有効利用の促進について ローカル 5G を含む新たな無線利用の拡大に向けては、対応端末の裾野を広げるこ	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無

			とが重要である。既存端末へのソフトウェア更新等により対応可能なケースも想定されることから、無線設備認証制度や関連手続について、技術進展を踏まえた柔軟な運用の検討が期待される。 【意見④】高周波数帯（ミリ波帯以上）の柔軟な活用に向けて（将来検討） 高周波数帯は広帯域性を活かした大容量通信が可能である一方、個別事業者単位では利用可能帯域に限界がある。大規模イベント等の極端なトラフィック集中環境においては、周波数共用を含む制度的整理が、ユーザー体感の向上に寄与する可能性があることから、将来的な検討課題として整理されることを期待する。		
2	個人	全般	全文開示しないのはなぜか？	参考資料 2-1 については、個人情報記載された部分及び提案者より非開示とするよう希望があった部分を非開示としております。	無
3	個人	全般	意見内容： 本報告書において使用されている「中心周波数」および「帯域幅」という語句について、技術的観点から用語の明確性に課題があると考えます。 「中心周波数」は、搬送波周波数、チャネル中心、占有帯域の中心など、文脈により意味が異なるため、定義が明示されていない場合は誤解を招く恐れがあります。 また、「帯域幅」についても、占有帯域幅、必要帯域幅、許容帯域幅など、制度上異なる定義が存在するため、単に「帯域幅」と記載するのではなく、ITU-R 勧告や電波法令に準拠した用語を明示的に使用すべきと考えます。 提案： 「中心周波数」および「帯域幅」については、文中での定義を明確にするか、既存の制度用語（例：占有帯域幅、必要帯域幅等）に置き換えることを提案いたします。	ご指摘の箇所については、文意を損なう表現ではないことから、原案のとおりといたします。	無
第 2 章 900MHz 帯を使用する新たな無線利用					
第 2 章 全般					
4	1FINITY 株式会社	第 1 章 第 2 章 全般	本報告（案）において、900MHz 帯を既存用途終了後の周波数として再整理し、新たな無線利用に供するという方向性が示されていることについて、当社としても電波の有効利用の観点から一定の可能性が示されているものと受け止めています。	本案への賛同意見として承ります。	無
5	個人	第 2 章 全般	高度 MCA 無線通信システムに係る参入希望提案に賛同します。実現に期待しています。	本案への賛同意見として承ります。	無
6	個人	第 2 章 全般	報告書の結論（電波の用途）は妥当であるとする。 しかし、MetCom 株式会社はいわゆるスタートアップ企業であり、同社に対して免許を付与することには期待がありつつも一抹の不安を覚える。そのため、総務省におかれては、同社に対し、（新）高度 MCA 事業を安定的に継続できるよう財務・ガバナンスの面で適切に監督されたい。 「やっぱり携帯電話に割り当てておけばよかった」ということにはならないようにしていただきたい。	本案への賛同意見として承ります。 免許に当たっては、総務省において適切に対応すべきものと考えます。	無

7	個人	第2章 全般	以下のように割り当てるべきである。 845～850MHz (新)MCA 上り 851.5～859.5MHz 802.11ah 891MHz～899MHz 特定ラジオマイク 928MHz～940MHz 再募集 940～945MHz 3次元測位システム 1510.9～1515.9MHz (新)MCA 下り (新)MCA に対し n8 ではなく n92 を割り当てる前提である。n92 を使用できる携帯電話端末は既に存在している(vivo iQOO 15 など)。 【理由】 (新)MCA 上りは、845～850MHz の方が、895～900MHz を割り当てる案より携帯電話(下り)と距離が取れるので優位である。 802.11ah は、携帯電話(n92)と上り 1.5MHz、下り 0.5MHz 離隔を取ればいいから、851.5～859.5MHz に移動しても問題ない。 特定ラジオマイクは、もともと事業者側が 891MHz～899MHz でもよいと言っている。 3次元測位システムは携帯電話下りとガードバンド 0MHz でいいから、940～945MHz でも問題ない。 以上の通り、原案は、割り当て方によっては 928MHz～940MHz という、まとまって使えそうなプラチナバンドを 12MHz も生み出せるポテンシャルがありながら、そのポテンシャルを 5MHz にまで減らし、しかもその 5MHz が携帯電話上下に挟まれて使いにくいという案であるから、承服しかねる。 1510.9～1515.9MHz は、もともと MCA 下りの帯域であり、たまたま現在未使用であるというだけである。この機に使用すべきである。 MetCom(株)が組む予定のソフトバンクは 800MHz 帯を割り当てられていないが、900MHz のアンテナが流用可能であるし、1.5GHz 帯については割り当てを受けている。むしろ、n92 のほうが、MetCom(株)が組む相手がソフトバンク以外に docomo や KDDI でもよいというメリットがある。 確かに、n92 が使える端末はマイナーではある。が、もともと 1.5GHz 帯に不自然なまでに広いガードバンドが生まれたのも、今回 800MHz と 900MHz の再割り当てが起こったのも、元はと言えば MCA 起因である。であるからして、n92 が使いづらいなどというべきではない。 n92 のカバレッジという観点でいえば、結局端末からの上りを基地局側が受信できなければ FDD は成立しないのであるから、下りが 900MHz 帯から 1.5GHz 帯になったからといって極端にカバレッジが狭くなることはないであろう。むしろ、端末からの上りが携帯電話下りから 10MHz 離隔が取れるだけ、5MHz 離隔案よりカバレッジが広がる可能性すらある。	本件は、デジタル MCA 陸上移動通信システム及び高度 MCA 無線通信システムの終了後の空き周波数帯の活用方策について、応募のあった提案を元に検討を行ったものです。	無
8	個人	第2章 全般	他の人から聞いたのですが、(新)MCA を n92 にする以下の案がいいと思います。 845～850MHz (新)MCA 上り	同上	無

			851.5～859.5MHz 802.11ah 891MHz～899MHz 特定ラジオマイク 928MHz～940MHz 802.11ah か 802.15.4 940～945MHz 3次元測位システム 1510.9～1517MHz のうち 5MHz (新)MCA 下り まず、上記案は単純に実現するシステムの数が増えます。802.11ah か 802.15.4 をあきらめる必要がなくなります。 次に、(新)MCA は提案者が「中継局設備の空中線系統を高度化」する、すなわち現行の 2T2R を 2T4R にすると述べていますが、施工で一番苦勞する（＝施工費が跳ね上がる）のはメインフィーダー敷設です。2T4R にする目的は端末からの上りが弱いからですが、845MHz～850MHz にすれば送信電力を特別に弱くする必要はないわけです。2T2R のまま、送信用アンテナを 1.5GHz 用にして、受信用のアンプを 845MHz～850MHz 用に交換すればよいだけですから、提案者の案より施工費が安価になる可能性があります。何より、強度検討してみたらローバンド用の太いメインフィーダーをこれ以上敷設できませんでした、といった企画倒れになる可能性がなくなります。提案者は本当に 118 局全部 2T4R 化できるか、強度検討しているのでしょうか？ さらに、提案者は「5MHz 幅では帯域不足により、遅延やパケットロスが発生し、避難情報の伝達という最重要ミッションに支障をきたす恐れがある。」と述べていますが、これは(新)MCA 下りに 1470.9～1475.9MHz を追加で割り当てれば解決できる可能性があります。n74 は上りが 1427～1470MHz、下りが 1475～1518MHz と規定されており、間に 5MHz しかありません。1470.9～1475.9MHz を割り当てても隣接する携帯電話上り(1462.9MHz)まで 8MHz ありますから、1470.9～1475.9MHz が使える可能性はあるでしょう。それでも足りないなら、割り当ててるのにろくに使いもしない KDDI から 1485.9～1495.9MHz を取り上げればよいのです。 最後に、委員から「本提案が「ローカル 5G の一形態」として成功するためには、単なる国内制度対応に留まらず 3GPP 標準との関係整理や、ガードバンド利用に関する国際的な説明可能性が不可欠である。」という意見が出ていますが、(新)MCA を n92 にすればこんな対応はいらないわけです。高度 MCA をすぐサービス終了させるようなサポートが脆弱な体制にならざるを得ないサービスに、政府が「3GPP 標準との関係整理や、ガードバンド利用に関する国際的な説明」をさせるよう圧力をかけるのはおかしいのではないのでしょうか。		
9	個人	第2章 全般	KDDI から B11 を返上させたうえで、MCA は B8 ではなく B11 を使わせるべきである。MetCom は「5MHz 幅では帯域不足により、遅延やパケットロスが発生し、避難情報の伝達という最重要ミッションに支障をきたす恐れがある。」と述べているのであるから、5MHz を割り当てても MCA は期待される社会的使命を果たせないであろう。 KDDI は中小企業庁から名指しで怒られた後もなお、2026 年現在において、20 万円未満の工事にすら 1 万円未満切り捨ての計算式が入った見積書を使用するよう通建会社に強要しているのである。建設工事の利益率が 4%程度とされている中、20 万円未	同上	無

			満の工事を1万円値引くことがどれだけ大きいのか。赤字だ！1局2局の話ではない、そのような工事を多数発注しているのだ！政府は、「「電波の能率的利用」及び「建設業における働き方改革」は、いずれも重要と考えている。」と述べたのであるから（内閣参質二一〇第三四号。令和四年十一月十八日付）、このような事業者に対して電波を取り上げるといふ強い態度を示すことも必要ではないか。どうせKDDIはB11をろくに使いもしないのだ。それは貴省がKDDIの1.5GHz帯に対する評価を「B」としたこと、貴省もよくわかりであろう。		
10	個人	第2章 全般	デジタルMCAであるが、提案者が下り5MHzでは帯域が足りないと言っているのに、結局下り5MHzしか割り当てないというのはあまりにかわいそうではないか。確かに、900MHz帯は開いていないが、他の帯域は開いているのである。 具体的には、1510.9MHz～1517MHzが開いている。古い資料で恐縮であるが、「携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告（案）概要～1.5GHz帯の周波数有効利用のための技術的条件について～（平成18年12月14日版携帯電話等周波数有効利用方策委員会）」によれば、移動体衛星通信サービスと携帯電話下りのガードバンドは3MHzでよいから、1517MHzまで使用してもまだ8MHz確保できる。1510.9MHz～1517MHzはn8_n75の組み合わせでCAしてもよいし、n94としてそのままFDD通信してもよい。さすがにn94はマイナーすぎて対応端末が少ないが、n75はiPhoneやGoogle Pixel等対応している端末がそこそこ存在する。1510.9MHz～1517MHzはBSやCSの中間周波数とのかぶっていないので、使い勝手はそこそこよいはずである。MCAが組む相手のソフトバンクは1.5GHzのBSキャンセラーを発明するなど、この帯域を日本で一番うまく使っているという印象である。単なる開き周波数として遊ばせておくぐらいなら、この機に有効活用すべきであろう。 あるいは、1470.9～1475.9MHzでもよい。前述の資料によれば、CDMA2000上下のガードバンドは8MHzである。1470.9～1475.9MHzを使用しても、隣接周波数である携帯電話上り（1462.9MHz）と8MHz開くから、使える可能性はあるだろう。1470.9～1475.9MHzはn75に加えてLTE-Band32としても使用でき、こちらもiPhone等日本で使用できる対応端末が広く流通している。この周波数はBS23chの中間周波数とのかぶっているため、MCAの公共性を鑑みて、政府は、現在23chで放映しているチャンネルを衛星4k撤退跡のチャンネルに引っ越しを促すなどのお膳立てをすべきである。	同上	無
11	個人	第2章 全般	【要旨】 928～938MHzを特定ラジオマイクとすることには賛成、他は反対で、845～860MHzで内定しているシステムを890～900MHzと940～945MHzに割り当てるべき。 845MHz～860MHzは、楽天の提案を退けた当時と今で状況が大きく違うから、他の空き周波数との組み合わせを排除することなく、再度募集すべき。 【本文】 原案には反対（特に高度MCA跡地を再び高度MCAに割り当てる部分）である。 委員も指摘する通り、こんな提案はソフトバンクが居座る目的であることがミエミエである。	同上	無

		新高度 MCA 提案者はリアルタイム映像伝送のために下り 15MHz 必要だと述べているが、「河川の氾濫、土砂崩れ、火災現場などの高解像度映像を対策本部へ生中継するニーズ」を上りリソースブロック 8 個(理論値に直すと 6Mbps)でどう実現するというのか。不可能だ。 そもそも、災害時に現場から映像を中継するための上りは Starlink で事足りる。StarLink は実測値で上り 6Mbps 出ることすらある。 これは Starlink を災害対策用として自治体に販売しているソフトバンク自身がよくわかっているはずである。 こんな提案をする時点で、本命が Band8 として使える新高度 MCA の下り 15MHz であることは明らかである。 もし今のまま認可されれば、ソフトバンクは新高度 MCA 用と称して基地局のフィルタやアンプを 900MHz～915MHz 用から 895MHz～915MHz 用に次々取り換えるだろう。 そして、新高度 MCA をソフトバンク自身が Starlink 販売に力を入れる等してポシヤらせ、空き帯域再募集の際に「うち以外に割り当てたらフィルタ交換費用を払え」と言い出すだろう。 そんなお金を払える団体はないし、上り理論値 6Mbps のサービスが長続きするはずもないから、今の総務省案は事実上「ソフトバンクに追加でプラチナバンド下り 5MHz を与える」に等しい。 上記観点を抜きにしても、10MHz 割り当てれば 802. 15. 4 が理論値 10. 8Mbps 出るというのに、それを差し置いて 890～900MHz を使用してやっと理論値 6Mbps 出るシステムに割り当てるとするのは、あまりに電波の利用効率が悪い。 上記の理由で高度 MCA を排した後、以下割り当てをしたうえで、845～860MHz について再議に付すべきである。 890. 5～898. 5MHz : 802. 11ah 928～938MHz : 特定ラジオマイク(原案通り) 940～945MHz : 3 次元測位システム 802. 11ah は委員が指摘する通り 845～860MHz、890～900MHz、928～945MHz いずれも他国とハーモナイズしていないから、上記いずれの帯域であろうが日本専用仕様のモジュール・SKU が発生するリスクが高い。 であれば、携帯電話 UL から 1. 5MHz、DL から 0. 5MHz 離隔した 890. 5～898. 5MHz でもよいのである。 三次元測位システムも、携帯電話 DL とガードバンド 0 でよいから、940～945MHz でもいい。 そのうえ、802. 11ah、三次元測位システムいずれも旧 MCA がサ終するまで中途半端な対応をする必要がなくなる。 845～860MHz について再議に付す際は他の空き周波数と合わせた提案、特に MCA 用を開けた 1. 5GHz 帯との組み合わせも受け付けるべきである。 これらを組み合わせることで 3GPP で規定されている FDD である n92 が実現するか	
--	--	--	--

			らである。 奥村・秦モデルなり COST-Hata モデルなりに適当な条件を突っ込めばわかるが、UL をプラチナバンド、DL を 1.5GHz 帯とした場合、プラチナバンドの UL が届く範囲を 1.5GHz 帯の DL がカバーすることは十分可能である。 いわば UL をプラチナバンド、DL を 1.5GHz 帯とする FDD の組み合わせは「準プラチナバンド」と言って差し支えない。 であるからこそ、EU は 1.5GHz 帯をルーラルエリアのトラフィックバンドとして、Band32 時代から積極的にキャリアに割り当ててきたのである。 n92 は物理的に n20+n75 で CA できる端末であれば、多くの場合ファームウェアのキャリアポリシー等を書き換えるだけで使用可能であり、そのような端末は日本に多く流通している。 言い換えれば、ファームウェアアップデートと技適通過だけで n92 が使用できる端末が世にあふれた状況で、準プラチナバンドとして使える UL が 5MHz、DL が約 10MHz 開いているのである。チャンスと言わずしてなんというのか。 これを、総務省は最初旧 MCA 跡地に限って提案を受け付け、楽天が提案したときは「3GPP で策定されていない」と言って退け、高度 MCA がギブアップした後も 845～860MHz と 890～900MHz & 928～945MHz を分けて受け付けて、挙句 890～900MHz にほとんどトラフィックが流れない提案を飲んでまで、楽天が準プラチナバンドを提案する機会を潰したのである。 総務省は一体いつまで楽天に 700MHz 電波発射のために基地局周辺地域にビラ撒きして「テレビに異常ありませんか～」と言わせるつもりなのか。 715～718MHz が使いづらいのは特定ラジオマイクだけのせいではない。特定ラジオマイクだけを悪者にして、700MHz を使いやすくなどと言ってる場合ではない。 楽天が 1.5GHz 帯を DL として積極使用すれば、「もっと 1.5GHz 帯をくれ」と言い出すであろう。その時が 1.5GHz 帯の再編の合図である。 現状の 1.5GHz 帯の端末側の事情を見ると、Band21 はともかく、Band11 は Apple、sharp、Motorola ぐらいしか対応しておらず、事実上 iPhone バンドと化している。 その Apple が iPhone16e に続いて iPhone17e も Band11、21 を見放し、日本の端末メーカーも青息吐息であるから、1427.9～1462.9MHz を UL として使う端末はどんどん減ることが予想される。 その間にも、n75 対応端末は日本で増え続けるのである。 であれば、1.5GHz 帯を上下の間に 13MHz も開ける現行の贅沢な割り当てではなく、すべて新たなトラフィックバンドとして再編するための賽を投げる役割を楽天にさせるほうがよほど国益に資するということである。 6G だなんだ言ってるが、飛ばないアッパーミッドバンドでどこまでトラフィックを捌けるのか。 ヨーロッパが飛ぶと証明しているバンドでトラフィックを捌く政策を期待する。		
12	個人	第 2 章	<概要>	同上	無

		全般 845～848MHz と、890MHz～893MHz で、狭帯域 LTE が成立するかどうか検討して欲しいです。 そのために、845～860MHz の内定済みのシステムを今回検討されている周波数帯に配置することを検討して欲しいです。 上記が成立するのであれば、参入と撤退を繰り返してる MCA にこれ以上プラチナバンドを渡すのはやめてほしいです。 プラチナバンドに限らず、1.5GHz 帯の見直しもして欲しいです。 どうしても高度 MCA をやりたいなら、上りの通信速度を確保でき、すぐ撤退しても誰にも迷惑をかけない Band34 でやってほしいです。 <本文> 委員会の報告の結びにはこうあります。 「この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される。」 これ、特定ラジオマイクだけ周波数移行の俎上に上がってますけど、他のシステムも公平に見直さないといけなと思うんです。 例えば、845MHz～860MHz に内定済みのシステム。 802.11ah も、3次元測位システムも、他国の周波数とハーモナイズしてないじゃないですか。 だから、802.11ah も、3次元測位システムも、別に 845～860MHz じゃなくても ・プラチナバンド ・内定済みかそれ以上の帯域幅 ・適切なガードバンド 以上の3条件があれば、他の周波数帯に移しても、そんなにハレーション大くないと思うんですよね。 高度 MCA に割り当てるとされている帯域でもいいかもしれないわけです。 具体的に、いったん高度 MCA のことは忘れて、3次元測位システムを 940MHz～945MHz に移したとしましょう。 共用検討の「携帯電話の DL とガードバンド 0MHz で共用可能」という検討結果を流用すると、隣接の携帯電話とガードバンド開けなくていいはずですよ。 さらに、LTE-Band8 は仕様上 15MHz 幅取れず、5+10MHz に分けて運用されています。周波数の幅が狭まれば狭まるほど、隣接帯域における不要発射が低下するから、15MHz より 5+10MHz のほうが隣接帯域における不要発射が低下すると考えられますよね。 Band8 が n8 の 15MHz になったらなったで、5G は不要発射低減技術が LTE より進歩してます。つまり三次元測定システムに隣接する携帯電話 DL は 860～875MHz より 945～960MHz のほうがうれしいわけです。 さらに言えば、特定ラジオマイクの他国とハーモナイズしてる周波数は 928～937.5MHz なので 940MHz まで 2.5MHz ガードバンドがある上に、特定ラジオマイクは一		
--	--	---	--	--

		般に 17dBm で使用することになります。1. 5MHz のガードバンドで 23dBm 吹く 802. 11ah が隣の時よりうれしいわけです。 つまり、3次元測位システムにとって、両隣が特定ラジオマイクと Band8 のほうが嬉しいんですよ。 で、802. 11ah に、5MHz 分横にずれてもらう。共用条件は隣が携帯電話下りだろうと、3次元測位システムだろうと、ガードバンドは同じだから。するとどうなるか。くっきりとした姿が見えているわけではないけど、おぼろげながら浮かんできたんです。26 という数字が。 シルエットが浮かんできたんです。 LTE-Band26 は、3MHz での運用をサポートしてますから、仕様上は上り 845～848MHz、下り 890～893MHz でもいいです。 でも、Band8 との離隔が 7MHz しかなくて、共用可能かギリギリの幅。 どういう感覚かという、ほんとに、(強力なフィルタを使う・離隔協議きっちりする等で) -1dB とか-0. 5dB とか、色んな要素を組み立てて、まあここまで来て、ああなるほどようやく遠くにあるけど、遠くにあるんだけど届きそうな、まるで遠くにこう、船で言ったら、島影がようやく見えてきた、これなら行けるかもしれない、と。 狭帯域 Band-26 の実現可能性、つまり Band19 の 15MHz と Band26 の 3MHz で、「隣接帯域における不要発射が急峻に低下する」という狭帯域 LTE の特性を踏まえて、どちらが Band8 に迷惑をかけるのか検討して欲しいです。 この上り 845～848MHz、下り 890～893MHz が、今楽天が使ってる 715～718MHz より使い勝手がよかったら、けっこうガッツポーズものだ。 だって、特定ラジオマイクは 700MHz からどかなくてよくなるかもしれないし、楽天はテレビデマンドを気にしないでいいから基地局設置からサービスインまで間が空かなくて済むし、802. 11ah はお隣さんが 5MHz から 3MHz になるから、使用できる帯域が 2MHz 増える。3 人ともハッピーじゃないですか。金メダル級ですよ。 意欲的な割り当てを検討したことを評価せず、一方で現実的な割り当てを出すと「何かそれって MCA 撤退しそうだよね」って。 だけど、オリンピック目指すときに、「金メダル目指します」と言って、その結果銅メダルだったとき非難しますかね。 狭帯域 Band26 という金メダルの検討のために時間がある程度かかっても、非難する人は少ないと思う。 最初に MCA 跡地活用を募集する→845～860MHz を確定させて、新高度 MCA 跡地を募集するという流れだと、3GPP の規格的に、上りリソースブロックが 8 個しかない Band8 一択になる。事業者が上りリソースブロック 15 個フルに使える Band-26 との 2 択を提案する機会がなかった。 845～860MHz に内定したシステムがどちらも国際的ハーモナイズ取れてないシステムだから、引っ越しを含めた提案を受けつけるべきです。 あと、「700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待さ		
--	--	---	--	--

		れる。」って書いてありますけど、これプラチナバンドに限る必要あるんですかね。 プラチナバンドの外に日本の代表的と言っていいのか、1.5GHz 帯のガラパゴスバンドがいっぱい並んでますね。 この景色が変わりますよ。 見てください。空いているリソースブロックがいっぱいありますでしょ。 SDL をできる限り置いていきたい。 だって、KDDI の 1.5GHz 帯人口カバー率 80%未満とか、明らかにやる気ないじゃないですか。 iPhone も e シリーズで、Band11 とか 21 対応しなくなったじゃないですか。 Pixel も Band21 だけは対応してるけど、Band11 は対応してないじゃないですか。 で、その Band11 とか 21 に非対応の端末が、いつでもカエドキプログラムとかで 2 年ごとに増えるわけでしょ。 じゃあ、もう全部 iPhone 全シリーズが対応してる Band32 とか n75 でいいじゃないですか。 楽天は反対するわけないし、KDDI は表向きはうだうだ言うけど、裏では絶対 「なんか知らんけど MO-RAN で使える n75 の RRH を用意すれば、ソフトバンクさんの人口カバー率 95%超えが転がり込んでくるってことでしょ、ラッキー」とか思っています。 シェアリング事業者だって、東名阪の 4 社共同対策が n3+n75 でそこそこ実効スปีド出ることになるんだから、恩恵あるんですよ。 docomo ですよ、1.5GHz に頑張ってトラフィック流してるの。 その docomo が iPhone17e の販促頑張るって、なんか矛盾してるじゃないですか。 プラチナバンド再編よりハレーションはるかに弱いはずですよ。 再編すれば、MCA 上り跡地の 10MHz と、そのガードバンドと用意された 3MHz、それから MCA 下り跡地のうち Band21 と n75 の端の差分である 6.1MHz が使えるわけですから。あとは電波天文や宇宙運用とのガードバンドを何 MHz にするかとか、Band11/21 と n75 の微妙なズレをどう移行させるかという話だけですから。 SDL を出来るだけ入れていく。 もしも(トラフィックが)入らなければ、他の周波数をどのように活用するかという話になる。 「700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行」みたいな、他の当事者を巻き込むのは、携帯各社しか当事者がいない 1.5GHz 帯を再編してからにしていきたい。他を巻き込むのはそれからです。 新高度 MCA は、Starlink でいいじゃないですか。能登地震の時誰が頑張ったかって、Starlink じゃないですか。 委員は新高度 MCA のコメントで「高価な専用端末ではなく汎用スマートフォンの利用が可能となり普及上の課題であった端末コストの課題解決方法は現実的と思われる」っておっしゃいますけど、汎用スマートフォンを使用する限り、3GPP の仕様上 UL	
--	--	--	--

			は 6Mbps なんですよ。動画中継とか無理です。 じゃあ、災害時の動画中継って、Softbank が「サッと設営サッと使える」ってキャッチコピーで売ってる、可搬型の Starlink サービス「SatPack」みたいなやつでもいいと思うんですよ。ヒアリング資料「(4) 技術的な要素 ～他システムでの代替可能性について～」に「上り通信速度」の欄がないのずるいですよ。あったら絶対新高度 MCA は「×」で、LEO は「◎」ですよ。 だいたい、能登地震のとき、現 MCA は「奥能登はエリア外です」って見放しましたよね。能登地震で被災地を見放した前科があるサービスにまたプラチナバンドを割り当てるのはどうかと思う。2T4R にしたところで奥能登はエリア外です。 どうしても高度 MCA をやりたいというなら Band34 でやるべき。今すぐ使えるし、iPhone でも使えるし、上り 6Mbps よりはるかに高速ですよ。ソフトバンクから WCP を紹介してもらえば、周波数的に全国津々浦々にある PHS 用アンテナを流用できるだろうし、Band34 ならすぐ撤退しようが誰も文句言わないですよ。今空いてるし隣とも TDD として離隔検討済みなので。		
13	個人	第 2 章 全般	新高度 MCA の「一般的なスマホを使用すると上りリソースブロックが 8 個しか使えず、映像送信が使い物にならない」という致命的な欠点が直ってない。このままでは、参入後数年で撤退であろう。 かといって、撤退した後はソフトバンクの基地局に 895MHz に対応したフィルタがついているから、これを再び元の 900MHz～915MHz のフィルタに戻さないと他システムが使えない。 国交省によれば建設業というのは令和 7 年時点で職人の 4 人に 1 人が 60 歳以上である。誰がフィルタ交換費を出すかという問題以前に、「使わなくなったフィルタを元のフィルタに交換する」という無為な作業する人員がいない。つまり総務省案は「LTE が日本で使えなくなるその日まで、890MHz～900MHz を、ガードバンドに 5MHz 使い、残りの 5MHz に流れるリソースブロックを 8 個に制限する」という意思決定をすることになるのだ。使用者が新高度 MCA かソフトバンクかの違いでしかない。802.11ah は携帯電話上下と合計 2MHz 離隔すればよい、890～900MHz であれば 8MHz 割り当てられるという干渉検討の結果が出ているにも関わらず。なんともったいない！ この際、「一方が MNO で一方が公的機関」「コアネットワークを分離する」というケースに限って、MOCN を認めてはどうか。 シェアリング事業者が主体になる MOCN とか、コアネットワークの共有といった議論は後回しでよい。 ・今の Band8 で送受信する高度 MCA の機器が問題なく動く ・下り 15MHz 使える ・一般のスマホで問題なく動作し、しかも送受信とも公的機関向けが最優先される ・基地局設置の際に MNO の設備を流用できる ・MNO 側のコアネットワークがダウンしても問題ない 新高度 MCA がやりたいことを全部満たした上で 890～900MHz が空くではないか。米	同上	無

			国政府と AT&T が組んだ FirstNet の事例を出すまでもなく、海外にはそんな事例がいくらでもあることぐらい総務省自身が良く知っているはずである。 MOCN の議論をやっているのは、ほかならぬ電波有効利用委員会である。 電波法 1 条をよく読んでいただきたい。MOCN の議論サボって 890MHz～900MHz の上り理論値を 6Mbps に固定するのは間違っても「電波の公平且つ能率的な利用」とは言えず、電波法 1 条の趣旨に反する結論である。		
14	個人	第 2 章 全般	なぜ今更 MCA のために貴重なプラチナバンドの帯域を使わないといけないのかわかりません。 ・ 基地局は共有するがコアネットワークは分離する ・ 災害時優先発話つき 上記は IIJ が提供している「公共安全モバイルシステム」でいいじゃないですか。 MNO の基地局は役場カバー局が停電しても 7 2 時間持つようになってますので、裏を返せば「公共安全モバイルシステム」は役場近辺であれば停電しても 7 2 時間は専用コアネットワークで通信できるんですよ。 そのうえ、KDDI は災害で光ファイバーが断線したら自動でバックホールを Starlink に切り替えるシステムを順次導入してますが、このシステムは「公共安全モバイルシステム」がそのまま恩恵を受けるんですよ。 今現在能登で使えなくて、災害時のバックホールを LE0 に切り替えるような高度なシステムがない MCA は、多少の改善をしたところで月額 1,400 円の「公共安全モバイルシステム」に勝てるとは思えません。 唯一 MCA が勝てるとしたら基地局を「公共安全モバイルシステム」がカバーしてないエリアにおける、という点しかないですが、それは地域 BWA で十分カバーできますし、帯域が足りなければ Band34 を地域 BWA に開放すればいいんです。 5G で CA_n34-n41 すればいいじゃないですか。 早期撤退がほぼ見えてる新高度 MCA に 900MHz を割り当てるから 802.15.4 は諦めてください、というのは納得できません。 あと、総務省は「特に、本来ガードバンドとして扱われてきた周波数を、限定用途・限定条件で高度利用するモデルは、周波数有効利用の観点で示唆に富む。成功すれば、「ガードバンド×ローカル 5G」という日本発の制度・技術モデルを国際的に提示できる可能性がある」とおっしゃいますけど、素人の感覚だと、プラチナバンドでガードバンド 5MHz 以下というアプローチは Band28 と Band67 の間が 5MHz ということに対する技術的アプローチとほぼかわらないと思います。というか、オーストラリアは Band5 と 8 の間に 1MHz しか開けてないし、アメリカも Band13、14、公安ナローバンドが 750～780MHz あたりで大渋滞してるわけです。素人質問で恐縮ですが、総務省はどこをどう「示唆に富む」と考えたのかいまいちわからないので、ご説明いただきたい。	同上	無
2—1 背景					
15	個人	2—1	「周波数割当の在り方」（900MHz 帯における新たな無線利用）に関しては明確に宣	「宣伝不足」について具体的な	無

		背景	伝不足であり、そのことが伸び悩みを見せた。技術的老朽化の側面は否めないものの、真因である「宣伝不足による失敗」に相当する文言を本報告に加筆することを強く要望する。	論拠が示されておらず、主張の妥当性を判断できかねることから、原案のとおりといたします。	
2-2 主な意見					
16	楽天モバイル株式会社	2-2-1 MetCom 株式会社の提案に対する意見	MetCom 株式会社が提案する高度 MCA 跡地利用におけるソフトバンクとの連携は、サービスの実現可能性を高める一方で、本報告書(案)にて構成員よりご指摘いただいている通り、MetCom 社撤退時にソフトバンクが当該周波数帯を事実上使い続ける懸念も存在します。 かかる懸念が現実となるような運用は想定しておりませんが、万が一、MetCom 社が撤退し、その後既存特定 MNO の電気通信役務を補完する形態での運用を継続する際には、周波数の有効利用、公正な競争環境維持のため、周波数の再割り当て等も改めて検討すべきと考えます。	いただいたご意見は、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。 なお、委員会としても御指摘の懸念のような事態は想定しておらず、本報告において「(新) 高度 MCA としての活用を検討していくことが適当」としたことを踏まえ、仮に用途に変更が生じる場合には、改めてその活用方策を検討することが適切と認識しています。	無
17	株式会社 アライブコム	2-2-1 MetCom 株式会社の提案に対する意見	第2章 900MHz 帯を使用する新たな無線利用 MetCom 株式会社の提案「高度 MCA 陸上移動通信に係る参入希望」に賛同いたします。 デジタル MCA、MCA アドバンス双方のユーザーのサービス終了後の受け皿として、また新たな通信システムとして新高度 MCA の実現を切望いたします。 サービス開始時期について MCA アドバンスユーザーの乗り換えのため、2027 年 4 月 1 日サービスインは必須と考えます。	本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、サービス提供者において検討されるべきものと考えます。	無
18	個人	2-2-1 MetCom 株式会社の提案に対する意見	参考資料 2-1-1 高度 MCA 無線通信システムに係る参入希望調査へのご提案 (MetCom 株式会社) に賛同します。 防災行政無線同報系としての利用ができれば用途が広がり、利用者数が増えると思われるのですが。 大ゾーン、小ゾーンいずれも圏外になるエリアを補完するミニ中継局や屋内レピーターがあればさらに用途が広がると思います。	本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、サービス提供者において検討されるべきものと考えます。	無
2-3 900MHz 帯の活用方策					
19	公益社団法人 日本舞台音響家協会	2-3 900MHz 帯の活用方策	この度の電波有効利用委員会報告(案)において、928~938MHz の帯域幅をラジオマイクの周波数とし活用することが適当であるとのことご判断に強く賛同いたします。 現在、舞台音響で使われているラジオマイクの帯域は、A 型の TV ホワイトスペース帯・専用帯・1.2GHz 帯、および B 型(現行 4MHz 幅)ですが、すべての帯域においてひっ迫の度合いが増してきております。これは、演劇公演やミュージカル公演、ライブコンサート、大規模イベントなどの開催数が近年極端に増加していることに加え多	本案への賛同意見として承ります。	無

			チャンネル使用での安定した運用が必要不可欠となっているからであります。 今回 900MHz 帯が新たに追加されることで、ひっ迫の解消が見込まれ、今後の文化芸術活動の発展に大きく寄与するものと考えます。		
20	一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構	2—3 900MHz 帯の活用方策	デジタル MCA 跡地において、「特定ラジオマイクが周波数を活用することが適当である」とのご判断を賜りましたことは、当機構が提案しておりました特定ラジオマイクの周波数拡充の必要性をご理解いただけたものと受け止めており、深く感謝申し上げます。 併せて、委員会報告（案）につきましても賛同いたします。 特定ラジオマイクは、音楽ライブ、大規模イベント、演劇、ミュージカル、放送など、多様な分野において必要不可欠なインフラであり、今回のご判断により、従来、TVホワイต์スペース帯の使用が困難であった地域や、屋外利用が制限されていた環境において、大幅な改善が見込まれます。 また、近年のイベント開催数の増加や多チャンネル利用の進展を背景として、周波数利用環境は深刻な逼迫状況にあり、周波数拡充は、プロオーディオ・エンターテインメント分野の基盤強化および将来的な発展に大きく寄与するものと期待しております。 さらに、特定ラジオマイクの周波数逼迫状況につきましては、A型に加え、B型（現行帯域幅 4MHz）においても同様に厳しい環境にあることから、B型を含めた周波数の有効利用が実現されるよう、総合的な周波数施策についてもご検討いただけますよう、お願い申し上げます。 国際的な周波数調和や帯域利用の普及につきましては、関係者ヒアリングの段階において特段の懸念はないものと確認しておりますが、今後も引き続き業界関係者と一層の連携を図り、周波数の有効利用に向けた検討に取り組んでまいります。 そのためにも、今後進められる技術的な検討および制度整備の検討におきましては、当該帯域がより使いやすいものとなるよう、ご配慮いただけますようお願い申し上げます。	本案への賛同意見として承るとともに、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
21	シュア・ジャパン株式会社	2—3 900MHz 帯の活用方策	委員会報告（案）において、「特定ラジオマイクとしての周波数を活用することが適当である」とされたことに賛同いたします。 特定ラジオマイクは、音楽ライブ、舞台、演劇をはじめとする多様な分野において不可欠なインフラであり、近年のイベント増加や多チャンネル運用の増加に伴い、周波数は逼迫した状況にあります。今後、将来に向けてはその傾向が一層深刻化するものと考えられます。 このたび新たに特定ラジオマイク用途の 900MHz 帯の利用が可能となることで、プロオーディオ・エンターテインメント分野の基盤強化に大きく寄与するものと期待しております。 一方で今後の規格策定が見込まれる WMAS も当該帯域で利用可能とすることで、周波数利用効率をより一層高めることができ、また運用面においても、電波伝搬に期待できることから、今後も増加が見込まれる大規模イベント等におけるインイヤーモニ	同上	無

			ター用途の有効活用帯域として新たな利便性を提供できると考えます。インイヤーモニター用途で円滑に運用可能な帯域となれば、現場のオペレーション効率を向上させながらエンターテインメント業界が求める多様な演出を創出できると考えます。 B型ラジオマイク（4MHz幅）についても周波数逼迫が進み市場の飽和が生じている状況から、B型ラジオマイクを含めた総合的な周波数施策の検討を要望いたします。		
22	ゼンハイザー ジャパン 株式会社	2－3 900MHz 帯の 活用方策 2－4 今後の検討 課題	900MHz 帯における新たな無線利用に関する委員会の検討において、特定ラジオマイクが対象システムとして選定されることについて賛同いたします。 特定ラジオマイクは、ライブコンサート、舞台芸術、放送などのプロオーディオ分野において不可欠な無線システムです。近年は公演数の増加や催事内容の高度化に伴い、同時使用するワイヤレスマイクのチャンネル数も増加しており、既存の周波数帯域では運用上の制約が生じる場面も増えています。新たに 900MHz 帯においてラジオマイクの利用が検討されていることは、エンターテインメントのコンテンツを支える観点からも意義のある取り組みであると考えます。 また、免許不要で使用可能な B 型ラジオマイクについては、公共ホールの催事、地域文化イベント、教育機関、企業イベントなど幅広い用途で利用されており、身近な音響用途を支える無線システムとして広く普及しています。現在利用できる周波数帯が 806～810MHz の 4MHz 幅に限られているため、同一施設内又は近隣施設間での電波干渉等、利用環境の面で制約が大きい状況となっています。 特定ラジオマイクと B 型ラジオマイクは、機種によっては同モデルの機器を周波数設定によりそれぞれの制度で運用できる場合もあり、技術的にも近い性質を持つ無線システムとなっています。 B 型ラジオマイクは比較的狭い帯域でも多数の利用者を支えることが可能であり、限られた周波数資源を効率的に活用する観点からも有効な利用形態の一つであると考えます。そのため、新たな帯域の一部において B 型ラジオマイクの利用が可能となれば、利用環境の改善だけでなく、関連市場の活性化といった効果も期待できるものと考えます。B 型ラジオマイクは既存の利用者層が広く、市場規模も見込みやすいことから、新たな帯域に対応した機器開発や市場参入も比較的進みやすいと考えます。 つきましては、900MHz 帯における制度設計にあたり、特定ラジオマイクに加え、B 型ラジオマイクの利用を可能とする周波数帯域の確保についても十分にご検討を行っていただきますよう要望いたします。 なお、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しについては、現在も多数の無線局が継続して利用されている状況を踏まえ、既存利用者の運用実態や現場運用への影響を十分に検証した上で慎重に検討されるべきものと考えます。	本案への賛同意見として承るとともに、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。 700MHz 帯の特定ラジオマイクと携帯電話の運用に当たっては、今回、900MHz 帯の一部について特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当としたことを踏まえ、700MHz 帯狭帯域 LTE-Advanced の割当経緯にも留意しつつ、今後の 900MHz 帯ラジオマイクの普及も念頭に置きながら、総務省において技術的な検討を実施すべきと考えます。 なお、実際の周波数移行に関しては、将来的な 900MHz 帯における特定ラジオマイクの普及状況や 700MHz 帯特定ラジオマイクの利用状況を勘案した上で、既存免許人の動向も踏まえつつ、総合的に判断すべきものと考えます。 いただいたご意見を踏まえ、報告の記載を修正します。	有
23	TOA 株式会社	2－3 900MHz 帯の 活用方策 2－4	900MHz 帯を使用する新たな無線利用に関する委員会の検討において、「特定ラジオマイク」が選定されたことに賛成いたします。特定ラジオマイクは、コンサート、舞台、放送などにおいて不可欠なインフラですが、近年周波数の逼迫状況が深刻化しています。新たに 900MHz 帯の利用が可能となることにより、この課題解決に大きく貢献すると期待しております。	同上	有

		今後の検討課題	B 型ラジオマイクは、学校、会議室、ホテル、結婚式場、商業施設などにおいて使用されており、同様に周波数の逼迫状況が深刻化しています。新たな帯域において B 型ラジオマイクの利用が可能となれば、この課題解決に大きく貢献します。そのため、B 型を含めた周波数利用について、ご検討いただきますよう強く要望申し上げます。 なお、「700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて、携帯電話との共用条件について精査を行い」とのコメントを頂いておりますが、非常に多くの無線局が継続して使用している状況にあります。そのため、慎重な検討が行われるようお願い申し上げます。		
24	ソニー株式会社	2-3 900MHz 帯の活用方策 2-4 今後の検討課題	電波有効利用委員会報告（案）の本文 2-3 900MHz 帯の活用方策および全般に対して 今回の 900MHz 帯の活用方策において、「特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当」という結論に対し強く賛同いたします。 特定ラジオマイクは放送局スタジオ収録や、ENG 取材・ロケをはじめ、音楽イベントやミュージカル、さらには各種コンテンツ制作などでも多くの製品をご使用いただいております。その中で大規模なイベントで多チャンネル運用や、アリーナや施設の増加に伴い周波数は逼迫状況にあり、近年のイベント多様化で今後さらなる逼迫も考えられます。 また、B 帯においても特に都心部では混信が多くまともに使えない状況であると InterBEE などの展示会では多くのお客様から聞いております。近年発展してきたライブ動画配信装置からの漏洩電波干渉も生じることがあります。 900MHz が新たに使用可能となることで、プロオーディオ業界全体として現状の課題や使いづらさが解消し、ユーザーの利便性向上や運用の負担軽減やさらには新しいエンタテインメントへの活用も期待されますので、その効果は多大であると考えています。 業務用途として安心して使える帯域を確保可能という点と、免許なしで誰でも簡単に使えるという利便性を両立させるような法整備が進むことを要望いたします。 技術規格については、現行同等の技術規格での法整備を要望いたします。例えば新技術として検討されている WMAS の専用帯のようなことになると、大規模で高価なシステムを導入できる一部ユーザーにしかメリットがなくなってしまうため、従来のナローバンドシステムが移動可能で使えることが最も重要と考えます。 弊社としては、US や韓国で 900MHz 帯の製品（アナログワイヤレス）を一部販売しておりますので、国際的に共通の周波数という意味でも商品提供は可能と考えており、制度化の際にはユーザーが新しい帯域のメリットを早く享受できるように、製品の早期提供を検討していきたいと考えております。 2-4 今後の検討課題に対して 「700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含め」との記載がありますが、710-714MHz の特定ラジオマイク専用帯は、全国で移動使用できる貴重な周波数帯で、多くの既存ユーザーへの不利益が無いようご配慮いただけるよう要望	同上	有

			いたします。 既に弊社に対しても「専用帯が使用できなくなるのか？今持っている機材が使えなくなるのか？」と言った問い合わせが放送局のお客様より来ている状況であり、もし900MHz 帯へ移行し 700MHz 帯は将来使用できなくなるという場合、既存ユーザーの経済的負担に対しても配慮いただけるよう要望いたします。		
25	一般社団法人 日本民間放送 連盟	2—3 900MHz 帯の 活用方策	②主にデジタルMCA陸上移動通信の帯域の使用を希望するものについて、“よりニーズが明確で他システムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当であると考えられる”との認識が示されていますが、“700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査”（2—4「今後の検討課題」）を伴うのであれば、民放事業者は賛同できません。 特定ラジオマイク運用調整機構から電波有効利用委員会への提案は、一般業務用（音響用）特定ラジオマイクの免許人の立場から単独で行われたものですが、放送事業用特定ラジオマイクの免許人である民放事業者は詳細を把握しておらず、上記②の周波数帯の活用を想定しておりません。	700MHz 帯の特定ラジオマイクと携帯電話の運用に当たっては、今回、900MHz 帯の一部について特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当としたことを踏まえ、700MHz 帯狭帯域LTE-Advanced の割当経緯にも留意しつつ、今後の 900MHz 帯ラジオマイクの普及も念頭に置きながら、総務省において技術的な検討を実施すべきと考えます。 なお、実際の周波数移行に関しては、将来的な 900MHz 帯における特定ラジオマイクの普及状況や 700MHz 帯特定ラジオマイクの利用状況を勘案した上で、既存免許人の動向も踏まえつつ、総合的に判断すべきものと考えます。 いただいたご意見を踏まえ、報告の記載を修正します。	有
26	株式会社 TBS テレビ	2—3 900MHz 帯の 活用方策	②主にデジタルMCA陸上移動通信の帯域の使用を希望するものについて、“よりニーズが明確で他システムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当であると考えられる”との認識が示されていますが、一般業務用（音響用）と放送事業用特定ラジオマイクを区別して扱われている記述はなく、同じ周波数帯で免許されている放送事業用特定ラジオマイクに関して検討が行われたとは認識できません。十分な議論がなされたとは認識いたしかねます。 電波有効利用委員会への特定ラジオマイク運用調整機構からの提案は、一般業務用（音響用）特定ラジオマイクの免許人の立場から単独で行われたものであり、放送事業用特定ラジオマイクの免許人である弊社をはじめとする民放は、上記②の周波数帯の活用をこれまで想定しておらず、仮に検討するとしてもすべて一からの検討となります。検討に時間を要する上、費用面等で簡単に賛同できると思えません。	同上	有
27	株式会社 テレビ東京	2—3 900MHz 帯の	②主にデジタル MCA 陸上移動通信の帯域の使用を希望するものについて、「よりニーズが明確で他システムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を	同上	有

		活用方策	検討していくことが適当であると考えられる。」と記載がありますが、放送事業者として、②で想定する周波数帯の活用は想定していません。 928MHz～938MHz 帯のラジオマイク用周波数は国際的に調和した帯域ではないため、900MHz 帯の拡張による、放送事業用無線局による新たな経済価値は限定的と考えます。そのため、周波数有効利用の経済価値の点から丁寧な議論が必要と考えます。		
28	株式会社フジテレビジョン	2—3 900MHz 帯の活用方策	(原文) ②主にデジタル MCA 陸上移動通信の帯域の使用を希望するものについて、(中略)、よりニーズが明確で他システムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当であると考えられる。 (意見) 特定ラジオマイク運用調整機構から電波有効利用委員会への提案は、一般業務用(音響用)特定ラジオマイクの免許人の立場から単独で行われたものであり、放送事業用特定ラジオマイクの免許人である弊社は、本提案に関与しておらず、当該周波数帯の活用についても想定していません。 仮に検討する場合においては、既存免許人の意見を十分に聴取したうえで、既存無線システムに配慮しながら、慎重かつ丁寧な検討を行って頂くよう要望します。	同上	有
29	株式会社毎日放送	2—3 900MHz 帯の活用方策	「よりニーズが明確で他システムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当であると考えられる」とありますが、一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構(特ラ機構)からの今回の提案は、舞台音響の現場での多c h化による周波数ひっ迫状況解消の観点から単独で行われたものです。現在、同一の 700MHz 帯を共用している放送事業用の特定ラジオマイクの実態や意向を網羅・代弁したものではないことを申し上げます。 今後の検討の方向性が仮に 900MHz 帯への追加割当ではなく、700MHz 帯からの周波数移行や運用条件の見直し等を伴うものであれば、放送事業者としては賛同できません。	同上	有
30	東海テレビ放送株式会社	2—3 900MHz 帯の活用方策	報告案では、「特定ラジオマイクとしての活用を検討することが適当」との認識が示されていますが、特定ラジオマイクを利用する当社としましては、現状の帯域での運用で特段の問題は無いと考えております。特定ラジオマイク運用調整機構による提案は、あくまで一般業務用(音響用)特定ラジオマイクの免許人の立場からの単独提案と認識しております。	同上	有
2—4 今後の検討課題					
31	楽天モバイル株式会社	2—4 今後の検討課題	700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される。また、新たな無線システムの導入後も、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価の結果等も踏まえながら、継続的に電波の有効利用を図っていくことが求められる」という記載について、賛同いたします。 この 700～900MHz 帯は、電波伝搬特性に優れた「プラチナバンド」であり、多様な通信ニーズへの対応や安心・安全な通信基盤の構築に不可欠な、極めて貴重な周波数	本案への賛同意見として承ります。	無

			資源です。その最大限の有効利用は、国民生活の利便性向上に直結する重要な課題の一つであると認識しております。 したがって、限りある電波資源が将来にわたり最大限に活用され、国民全体の利益に資するよう、総務省におかれましては、報告書案に示された検討を積極的かつ継続的に進めるとともに、他の隣接周波数の利用状況も踏まえながら、必要に応じ抜本的な措置も講じていただきたいと思います。		
32	一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構	2-4 今後の検討課題	当機構では、デジタル MCA 跡地における 900MHz 帯の新たな無線利用に関し、特定ラジオマイクの新たな周波数帯域拡充を希望し、提案してまいりました。 710～714MHz は、屋内外を問わず全国で移動使用が可能な「特定ラジオマイク専用周波数」として唯一割り当てられており、現在も非常に多くの無線局が継続して使用しています。 そのため、当該帯域を利用する既存免許人の利便性が、今後においても引き続き確保されることを強く要望いたします。 今後の検討課題のうち、『この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進する』ための検討が進められる場合には、既存免許人の利便性の継続確保を最優先にご考慮いただくとともに、関係者の理解が十分に得られるよう、慎重な検討および対応が行われることを要望いたします。 さらに、特定ラジオマイクの利用者は中小規模の事業者が多数いることをご理解いただき、新たな周波数政策により過度な経済的負担が生じることのないよう十分な配慮のもと、慎重な検討が行われることを併せて要望いたします。	700MHz 帯の特定ラジオマイクと携帯電話の運用に当たっては、今回、900MHz 帯の一部について特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当としたことを踏まえ、700MHz 帯狭帯域 LTE-Advanced の割当経緯にも留意しつつ、今後の 900MHz 帯ラジオマイクの普及も念頭に置きながら、総務省において技術的な検討を実施すべきと考えます。 なお、実際の周波数移行に関しては、将来的な 900MHz 帯における特定ラジオマイクの普及状況や 700MHz 帯特定ラジオマイクの利用状況を勘案した上で、既存免許人の動向も踏まえつつ、総合的に判断すべきものと考えます。 いただいたご意見を踏まえ、報告の記載を修正します。	有
33	公益社団法人 日本舞台音響家協会	2-4 今後の検討課題	今後の検討課題の後半に、「この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される。」との記載がありますが、特定ラジオマイク運用調整機構の提案には、700MHz 専用帯の周波数移行や運用条件見直しを含めた携帯電話との共用についての提案は見受けられません。 今後の検討課題で何故この案が突然出てきたのか分かりませんが、近い将来に実施されることは考えられませんが、削除または訂正をして頂きたいと思います。 もし、移行等の検討をすることになった場合は、特定ラジオマイクユーザーへの様々な負担がない検討が行われることを要望いたします。	同上	有
34	シュア・ジャパン株式会社	2-4 今後の検討課題	“この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される。”	同上	有

			710～714MHz の特定ラジオマイク専用帯は、全国で移動使用が可能な唯一の周波数であり、現在も非常に多くの無線局が継続して運用している状況にあります。 そのため、委員会報告（案）における検討課題を審議される際には、当該帯域を利用する既存免許人の利便性が確保されること、また中小規模の利用者も多数存在することから、過度な経済的負担が生じることのないよう十分な配慮のもと、慎重な検討が行われることを要望いたします。		
35	日本放送協会	2－4 今後の検討課題	地上テレビ放送および特定ラジオマイクは放送局における重要なインフラ・設備であり、報告書（案）に示された 700～900MHz 全体の有効利用を推進することにあたっては、既存システムを適切に保護する技術的条件、運用的条件となるよう要望します。 また、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行が行われる場合には、特定ラジオマイク利用者に不利益が生じないよう、丁寧かつ慎重な検討を求めます。	同上	有
36	一般社団法人 日本民間放送連盟	2－4 今後の検討課題	今後の検討課題として、“この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される”との記載がありますが、極めて唐突感があり適切さを欠いているため、削除を求めます。700～900MHz の放送用・放送事業用無線局の運用全体に大きな影響を及ぼす懸念があり、民放事業者として受け容れがたい内容です。 仮に特定ラジオマイクの将来像の検討を開始するとしても、一般業務用（音響用）の都合や要望だけでなく、放送事業用、さらにテレビ放送を含む放送事業全体への影響等を丁寧に聴取し、慎重に進めることが必要不可欠です。	同上	有
37	日本テレビ放送網株式会社	2－2－6 一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構の提案に対する意見 2－4 今後の検討課題	一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構より、周波数逼迫の解消や安定運用の観点から、特定ラジオマイクにおける 900MHz 帯の利用が提案されています。 これに対し、電波有効利用委員会の構成員からは、「700MHz 帯の携帯電話運用条件緩和と一体での周波数移行促進」に関する言及がありました。 特定ラジオマイク運用調整機構からの提案について、900MHz 帯利用の趣旨自体は理解いたしますが、700MHz 帯の携帯電話運用条件の緩和については、隣接するテレビ放送への影響が大きいことが懸念されます。したがって、700～900MHz のいわゆる「プラチナバンド」全体のより一層の有効利用を推進することにあたっては、テレビ放送への影響も十分に踏まえ、慎重な議論が行われるよう強く要望いたします。	同上	有
38	朝日放送テレビ株式会社	2－4 今後の検討課題	電波の有効利用を進める方向性については賛同しますが、710～714MHz は日本全国で利用可能な特定ラジオマイクの貴重な周波数帯であり、安定した放送を行う上で極めて重要な帯域です。 放送事業の公共性および継続性の観点から、確実な混信対策を講じていただくとともに、極めて慎重な検討を求めます。 また、700MHz 帯に対する影響が生じる場合には、放送事業者との十分な協議を行うことを要望します。	同上	有

			さらに、周波数移行が必要となる場合には、十分な移行期間の確保および財政的支援を含めた適切な措置を講じることを強く要望します。		
39	株式会社 TBS テレビ	2－4 今後の検討 課題	今後の検討課題として、“この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される”との記載がありますが、900MHz 帯の利用に関する協議であったはずのところに700～900MHz の周波数域全体の利用について一足飛びに踏み込んでいる印象を受けます。この記述は放送用・放送事業用無線局の運用全体に大きな影響を及ぼしかねない内容であることから、時間をかけて丁寧な議論が必要な内容と考えます。本来なら帯域全体の運用に関して別途協議されるべきで、900MHz 帯の利用に係る協議のなかでその全体像が記述されるのは、民放事業者として受け容れにくいものです。 仮に特定ラジオマイクの将来像全体の検討を開始するのであれば、一般業務用（音響用）の都合や要望だけでなく、放送事業用、さらにテレビ放送を含む放送事業全体への影響等を丁寧に聴取・確認しながら、慎重に慎重を重ねて進められるべき内容と考えます。	同上	有
40	株式会社 テレビ東京	2－4 今後の検討 課題	「この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される。」と記載されていますが、放送用および放送事業用無線局の運用全体に大きな影響を及ぼす懸念があり、放送事業者として受け入れ難いので削除を求めます。	同上	有
41	株式会社フジ テレビジョン	2－4 今後の検討 課題	（原文） 700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される。 （意見） 特定ラジオマイク運用調整機構の提案においては、「従来の周波数帯に加えて、900MHz 帯を追加する」内容となっているにも関わらず、本項目において、700MHz 帯の周波数移行や運用条件の見直しにまで言及していることに、極めて唐突感があり適切さを欠いているため、削除を求めます。 700MHz 帯の特定ラジオマイクは、弊社の番組制作において安定した運用を行うために重要な位置付けであり、必要不可欠となっています。 仮に周波数移行や運用条件の見直しを検討する場合においても、既存無線システムの継続的な安定運用が必須であることは勿論、既存免許人の費用負担が無いことが大前提です。 既存免許人の意見を十分に聴取したうえで、既存無線システムに配慮しながら、慎重かつ丁寧な検討を行って頂くよう要望します。	同上	有
42	株式会社 毎日放送	2－4 今後の検討 課題	「この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の”プラチナバンド”全体	同上	有

		課題	の有効利用を推進することが期待される」との記載がありますが、放送事業者としては、①上に述べたように特ラ機構の提案は 700MHz 帯特定ラジオマイクを利用している事業者の総意ではないこと②700MHz 帯に放送事業者自らが運用する特定ラジオマイクが割当てられていることで、地上デジタル放送（470～710MHz）、特定ラジオマイク（710～714MHz）、隣接する他の無線システム（715MHz～）の3者の調和が取れ、その結果地上デジタル放送の安定運用に繋がっている③10 年前の周波数移行の際には終了促進措置によりリプレイス費用は免除されたが、それ以外の移行コスト（主に人件費）は決して低くなかった、と考えますので、既存免許人に一方的な負担を強いる安易な周波数移行や運用条件の見直し等は、到底看過できるものではありません。		
43	関西テレビ放送株式会社	2－4 今後の検討課題	【原案】 700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の「プラチナバンド」全体の有効利用を推進することが期待される。 【意見】 700MHz 帯の特定ラジオマイクは、放送番組の制作において重要かつ不可欠な無線システムであり、その安定的な運用は放送事業の公共的役割を果たすうえで極めて重要です。 しかし、今回示された特定ラジオマイク運用調整機構の提案については、免許人である放送事業者の意見が十分に反映されておらず、このまま周波数移行や運用条件の見直しが進められた場合、放送現場の運用に重大な支障が生じるおそれがあります。 万一、周波数移行や運用条件の見直しを検討する場合には、既存免許人である放送事業者の意見を丁寧に聴取したうえで、現行業務に不利益が生じないよう十分な措置および配慮を講じることを強く要望いたします。	同上	有
44	東海テレビ放送株式会社	2－4 今後の検討課題	報告案では、「この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い、700～900MHz の『プラチナバンド』全体の有効利用を推進することが期待される。」との認識が示されています。 しかしながら、プラチナバンド帯域の再編や共用が進められた場合、放送事業用無線局の安定運用やサービス品質に重大な影響を及ぼす可能性があります。そのため、特定の利用ニーズのみを前提とした議論ではなく、放送事業全体への影響を丁寧に把握したうえで、極めて慎重に検討を進めることが必要不可欠であると考えております。	同上	有
45	中部日本放送株式会社等 （2者連名）	2－4 今後の検討課題	「特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当」との方向性やプラチナバンド全体の有効利用には賛同しますが、「700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直し」については、文化芸術・放送基盤に必要不可欠なインフラであることを踏まえ、放送事業者の業務に支障をきたすことがないよう慎重な議論を希望します。	同上	有
46	個人	2－4 今後の検討課題	「この際、700MHz 帯の特定ラジオマイクの周波数移行や運用条件の見直しも含めて携帯電話との共用条件について精査を行い」という文言は全く納得がいかない。 特定ラジオマイクが邪魔だというなら、KDDI の 700MHz 帯を取り上げて、楽天に渡	本件は、デジタル MCA 陸上移動通信システム及び高度 MCA 無線通信システムの終了後の空き周波	無

			せばよい。 ライブドア事件で社長が逮捕されたとき、粉飾した営業利益は53億円だった。KDDIの粉飾決算は2026年3月期で500億円であるという調査結果が出ている。粉飾決算は、普通に犯罪である。現にライブドアの元社長は投獄されている。ライブドアの約10倍悪い犯罪者の帯域は死守して、何も悪いことをしていない特定ラジオマイクユーザーの帯域を取り上げるというのは、道理が通らない。総務省はKDDIの粉飾決算を何とも思っていないようなので、大変残念である。	数帯の活用方策について、応募のあった提案を元に検討を行ったものです。	
第3章 無線設備の認証制度の在り方					
第3章 全般					
47	株式会社 NTT ドコモ	第3章 全般	Open RAN/vRAN 装置の認証取得における簡素化、ソフトウェアアップデート時のソフトウェアバージョンの扱い及び無線特性に影響しない部品の扱い等がまとめられており、認証取得の簡素化の内容が適切に反映されたものであるため、賛同致します。	ご意見については、本案への賛同意見として承ります。	無
48	KDDI 株式会社	第3章 全般	OpenRAN 及び vRAN 技術を活用した基地局装置において、認証取得に際しハードウェア×ソフトウェア×RUの組み合わせが膨大となる課題がありました。 今回の見直しにより、認証取得組み合わせ数の抑制が図られること、また、再認証時でも貼付する認証ラベルの貼り換えが不要になることから、内容につき賛同いたします。 早期の制度整備を希望いたします。	ご意見については、本案への賛同意見として承ります。	無
49	ソフトバンク株式会社	第3章 全般	本報告（案）における認証制度の簡素化は、無線技術の高度化やソフトウェア化といった無線設備を取り巻く環境変化に迅速かつ柔軟に対応するものであり、今後、無線通信・サービスが一層多様化・高度化する将来に向けて、無線設備の機能向上を円滑化するとともに、新技術の迅速な導入を促すものであるため、賛同いたします。なお、制度整備にあたっては従来の認証制度との整合性を確保し、その利点を活かしながら、より簡易かつ効率的な制度設計としていくことが望ましいと考えます。 また、本報告において改めて検討することが望ましいとされた、「携帯電話基地局における空中線に関する工事設計認証の簡素化」についても、早期実現に向けた継続的な検討を要望いたします。本件の簡素化により、5G/Beyond 5Gをはじめとするモバイルネットワークの迅速かつ柔軟な展開を一層促進する効果が期待されます。併せて、無線技術の高度化や利用形態の多様化が加速している状況を鑑み、認証に限らず通信制度全体について、良好な電波利用環境の維持を前提としつつ、社会環境や実態の変化に即した機動的な見直しや運用改善が、将来の拡張性を見据えて継続的に図られることを期待します。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
50	1FINITY 株式会社	第3章 全般	本報告（案）において示されている、無線技術の高度化・ソフトウェア化・国際的な制度動向等を踏まえた無線設備の認証制度見直しの方向性は、現行制度が抱える課題を適切に整理したものであり、全体として妥当なものと考えます。特に、技術革新のスピードに対応しつつ、電波利用の適正性・利用者保護との両立を図ろうとする基本的な考え方に賛同します。	ご意見については、本案への賛同意見として承ります。	無

			また、第4節(P.60)に示されているように、関係者の意見を踏まえながら段階的に具体化を進めていく進め方は、制度の安定性や実効性を確保する上で重要であり、慎重かつ建設的な制度設計につながるものと期待します。		
51	個人	第3章 全般	意見内容 本報告書において使用されている「電波の電気的特性」という表現について、技術的観点から大きな違和感を覚えます。電波は電磁波であり、波としての物理的性質（周波数、波長、偏波、位相など）を有しますが、「電気的特性」という表現は、一般的に無線設備や回路の特性（送信出力、インピーダンス、利得、周波数安定度など）を指す用語として用いられています。 このため、「電波の電気的特性」という表現は、技術的に曖昧であり、文書としての明確性や整合性に欠ける可能性があります。 提案 「電波の電気的特性」という表現は、より適切な用語である「電波の質」または「無線設備の電気的特性」等に置き換えることを提案いたします。 これにより、文書としての用語の明確性が高まり、関係者間での誤解を防ぐとともに、既存の法令や技術基準との整合性も確保されと考えます。	「電波の電気的特性」については、本報告書において、「周波数や電波の型式（変調方式）、空中線電力等の発射する電波の特性を指す。」と定義していることから、原案のとおりとします。	無
52	個人	第3章 全般	意見内容 本報告書において頻出する「新たな無線設備の認証」という表現について、文法的に修飾語の係り先が不明確であり、読み手によって解釈が分かれる可能性があります。 「新たな」が「無線設備」にかかるのか、「認証」にかかるのかが文脈上曖昧であり、制度文書としての明確性に欠けると考えます。 提案 「新しい無線設備に対する認証」あるいは「新たに導入される認証制度」など、修飾語の係り先が明確になる表現に改めることを提案いたします。これにより、制度の趣旨がより正確に伝わり、誤解のない運用が期待されます。	「新たな」は「無線設備の認証」に係るものですが、文意を損なう表現ではないことから、原案のとおりといたします。	無
53	個人	第3章 全般	報告（案）に「携帯電話基地局」は目次含めて23か所、「携帯無線通信の基地局等」が目次含めて2か所ですが、この2つの言葉は何が違うのでしょうか、明確にしていきたい。	「携帯電話基地局」と「携帯無線通信の基地局」は同じものを指すため、「携帯電話基地局」に統一します。なお、「携帯電話基地局等」はBWAやローカル5Gを含む場合に使用していますので、報告書の初出の箇所においてその旨を明示いたします。	有
54	個人	第3章 全般	電子的に表示される技適の認証番号と、現地の無線機に物理的に表示されている技適の認証番号が相違する場合、電子的に表示される技適の認証番号が優先されるようにしてほしいです。 現在、携帯電話基地局の無線機の構成が変わるたび技適の認証番号が変わるため、	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無

			全国各地で無線機の認証番号が書かれたシールを貼りかえる作業が行われていますが、このシールは台風等で簡単に飛ばされないようコーキング加工してあるのです。そのコーキング加工されたシールを剥がす作業が一苦勞なのです。まして、「周波数が高くなればなるほどフィーダーロスが大きくなる」という物理的な特性上、最近の Sub6 無線機は昔のように地上に無線機を置いてフィーダーでアンテナに繋ぐのではロスが大きすぎて、鉄塔の上に無線機を取り付けるケースが増えています。言い換えれば、コーキングされた認証番号が書かれたシールを剥がすためだけに鉄塔に登らなければならないのです。確かに、フィジカル AI が発達すればこんな作業はロボットが自律的に行うようになるかもしれませんが、そういう技術的な解決方法より、制度的な解決方法を望みます。「同じ番号で OK になる」という方向性では、「現行法令に沿うように違う番号で認証取得してしまった」という問題は解決しない気がします。		
55	個人	第 3 章 全般	確認ですが、BandA の FDD と BandB の FDD を CA する構成を吹ける免許人は、BandA の電波を全部包括する SUL や SDL と BandB の CA をしてもよいのでしょうか。 具体的には、Band11+Band28 で CA できる免許人が Band11 と Band28 として動作する基地局を物理的な構成を一切変更することなくソフトウェアアップデートで Band32 と Band28 の CA も動作できるようにする場合 ・現行法令では不可能 ・現行法令で可能だが免許人の免許の都合上不可 ・免許的には可能だが技適の再取得が必要 ・免許的にも技適も問題にならないが包括免許ではなく個別免許が必要 ・免許的にも技適も問題にならないし包括免許で OK ・事業者が単にソフトウェアアップデートするだけで OK、何も手続きは必要ない上記のどれ（またはどれでもない）ですか。 iPhone16e と iPhone17e が Band11 に対応しなくなったが Band32 には対応しているので気になっています。 理想の姿は「事業者が単にソフトウェアアップデートするだけで OK、何も手続きは必要ない」だと思うし、現行法令がそうでないならそのように改正すべきです。 Band11+Band28 構成より端末から Band11 としての UL がでないだけ Band32+Band28 の方が他者に迷惑をかけていないはずで。技適の究極の目的は「他者に迷惑をかけない」ですよ？であれば、既存免許・既存技適の一部として解釈できるから、そのような使い方に制限を掛ける必要はないはずで。	ソフトウェアアップデートによって基地局が発射する電波のバンドを変更する際において、既存免許の指定事項の範囲内、かつ、既に受けている技術基準適合証明等の範囲内であれば、免許の変更及び技術基準適合証明等の再取得は不要です。	無
第 1 節 検討の背景					
56	個人	第 3 章 1.1 無線設備の 認証をとり まく状況変	該当箇所 報告書案全体の 31 ページ 5 行目 意見 当該箇所における「従来は」という表現について、文脈上、明確な対比や変化が示されておらず、かえって文意を曖昧にしているように感じられます。 従来と今後の違いが明確でない場合、従来は、という語句は不要であり、削除するこ	ご指摘の箇所は、これまでハードウェアで無線機能が実装されることが一般的であった旨を説明するものであり、文意を損なう表現ではないことから、原案のと	無

		化	とで文の明瞭性が高まると考えます。	おりといたします。	
第2節 無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証の在り方					
57	株式会社 JTOWER	第3章 2.1.3.4 その他の携 帯電話基地 局に係る認 証の課題	【該当箇所】 P12 携帯電話基地局は、全国で100万局以上設置されており、これらの維持管理、使用部品の製造中止や新方式（5G等）への対応において、部品の交換・追加が多数発生し、これらの多くは再認証が必要なものとして、現状、手続きが行われている。これらの部品の中には、無線特性に影響がないと想定される部品も含まれ、携帯電話事業者やインフラシェアリング企業から認証の簡素化の要望が出ている。 また、DASに係る認証に関しては、携帯電話基地局と組み合わせて使用するDASが普及する状況において、認証範囲等に関して携帯電話事業者から認証の簡素化の要望が出ている。 【意見】 報告（案）にも指摘いただいたとおり、現在、ビル内のエリア整備では、シェアリング事業者においてDAS等の設備を自ら設置し、携帯電話事業者に提供しているケースが主流となっています。その際、シェアリング事業者では、無線性能に影響しないデバイスを含めて詳細な無線設備系統図等を携帯電話事業者に提出し、携帯電話事業者にて必要な認証手続きが行われています。昨今では、シェアリング市場への参入も増加していることから、携帯電話事業者およびシェアリング事業者において、相当量の認証負荷稼働がかかっていることが課題と認識しています。 この点、規制緩和策が講じられることで、携帯電話事業者のみならずシェアリング事業者にもメリットがあるため、本報告（案）以降においても、不断の取組みとして行って頂けるよう要望します。	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
58	株式会社 国際電気	第3章 2.3.1 ソフトウェア アップデート の認証 審査の在り 方 2.3.2.1 Open RAN 及び vRAN の認証の簡 素化	携帯無線通信を行う無線局等の無線設備について、一定の条件のもとで、ソフトウェアアップデートやRU以外の変更の際の再認証に当たって、同一認証番号のままとする措置は、無線局の運用コストの低減につながり、結果として、サービスの低廉化や電波利用の一層の普及に資すると考えられることから、本報告（案）に賛同いたします。	ご意見については、本案への賛同意見として承ります。	無
59	エリクソン・ジャパン株式会社	第3章 2.3.2.1 Open RAN	携帯電話基地局 CU/DU のソフトウェアは、ベンダーの専用ハードウェアに依存せず共通となっています。したがって、専用ハードウェアも本章における汎用サーバーと同等の扱いとしていただけるようお願いいたします。	本検討においては、Open-RANやvRANを念頭におき、汎用サーバーで構成される基地局を前提に	無

		及び vRAN の認証の簡 素化	なお、汎用サーバーであっても、その構成要素として CPU、GPU、アクセラレータなど様々なものあり、専用ハードウェアも含めて、ソフトウェアを共通化していくことが今後の技術動向だと認識しております。	議論しましたが、専用サーバーで構成される基地局であっても、ハードウェアとソフトウェアが分離可能なもの（ソフトウェアの変更によってハードウェアに変更を来さないもの）であれば、汎用サーバーと同等の扱いが可能であると考えます。	
60	株式会社 JTOWER	第3章 2.3.2.1 Open RAN 及び vRAN の認証の簡 素化	【該当箇所】 P22 以上の考え方から、OpenRAN 及び vRAN の認証の簡素化の方向性は以下のとおりとすることが適当である。（図 2-11 参照） ①ハードウェアの認証審査 ・汎用サーバーの型式又は名称等は認証審査を不要とする ②ソフトウェアバージョン情報の管理 ・周波数等の変更を含む工事設計の変更について、再認証を取得したものについて同一認証番号を認める ・工事設計書にソフトウェアバージョン情報の記載項目を新設するなど、ソフトウェアバージョン情報を認証審査の結果において確認できるようにする ③CU/DU/RU の組み合わせに関する認証番号の管理 ・携帯無線通信を行う基地局（BWA、L5G を含む。）については、RU 以外の変更工事に関して再認証を取得したものについて同一認証番号を認める（本内容は、vRAN に対応しない CU/DU との組み合わせの場合も含む） 【意見】 現在の認証対象範囲を、CU/DU/RU とする前提においては、OpenRAN 及び vRAN の進展にあわせて、報告（案）の簡素化が図れることに賛同します。 なお、簡素化の導入にあたっては、新たに管理が必要な内容もありますので、通信事業者、認証機関、総務省といった関係者間において、当初より、簡素化主旨を反映した運用が行われるよう、マニュアル等の整理を行うなどの対応も有効かつ必要と考えます。	前段のご意見については、本案への賛同意見として承ります。 後段のご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
61	株式会社 国際電気	第3章 2.3.2.2 携帯無線通 信の基地局 等に関する 部品交換に 係る認証の 簡素化	携帯無線通信の基地局等について、電波の電氣的特性に影響のない部品の交換の際、一定の条件のもとで、再認証を不要とする制度改正は、無線機器の保守コストの低減につながり、結果として、サービスの低廉化や電波利用の一層の普及に資すると考えられることから、本報告（案）に賛同いたします。	ご意見については、本案への賛同意見として承ります。	無

62	株式会社 JTOWER	第3章 2.3.2.2 携帯無線通 信の基地局 等に関する 部品交換に 係る認証の 簡素化	【該当箇所】 P24 DAS については、同一ベンダー、同一型式の製品であれば同一の性能を有する無線設備だと考えられる。そのため 1 台接続時と複数台接続時のデータをそれぞれ取得することは不合理であることから、基地局、親機、子機の 1 セットの測定により認証することが適当である。また、工事設計認証を取得済みの基地局に別の DAS 装置を接続して認証を受ける場合、申請書に必要な基地局の諸元等（発射する電波の電気的特性に関する諸元）の記載は必要なものの、その他の図面や写真等の提出は不要と整理することが適当である。 【意見】 シェアリング事業者の新規参入も進んでおり、シェアリング事業者ごとに採用する DAS も異なる場合があるため、DAS 部分に関しても、簡素化を図る報告（案）に賛同します。	ご意見については、本案への賛 同意見として承ります。	無
63	エリクソ ン・ジャパ ン株式会社	第3章 2.3.3.1 携帯電話基 地局におけ る工事設計 認証範囲の 見直し	携帯電話基地局が発射する電波の特性は RU 装置によって決まり、CU/DU 装置の特性には影響を受けないと考えております。したがって、今後工事設計認証の対象範囲を RU とする検討を行っていただくことを希望いたします。 対象範囲を RU に限定することで、基地局製品を市場に投入する時間およびコストの低減がはかれるメリットがあると考えています。	ご意見については、総務省にお ける今後の施策の参考とされる ものと考えます。	無
64	株式会社 JTOWER	第3章 2.3.3.1 携帯電話基 地局におけ る工事設計 認証範囲の 見直し	【該当箇所】 P24 現在、携帯電話基地局における工事設計認証の対象範囲は CU/DU/RU となっている。今後の基地局インターフェースのオープン化の動向を踏まえると、RU 単体に緩和することが望ましいとの要望があった。その理由は、技術基準適合証明を取得した装置の CU/DU 部（ハードウェア/ソフトウェア）においては、デジタル処理であり、装置による差分は生じず、CU/DU 部の特性は発射する電波の電気的特性に影響しないため、電波の電気的特性に影響する範囲は RU 装置単体に集約されると考えられるからである。 しかし、電波法において規定する無線設備としての機能は、RU 単体ではなく、CU/DU/RU 全体によって実現されるため、OpenRAN 及び vRAN の認証対象範囲は、引き続き CU/DU/RU とすることが適当である。 【意見】 「P14 表 2-3 各国における携帯電話基地局の無線設備に関する認証範囲の概要」の携帯電話基地局における工事設計認証の対象範囲は、諸外国（アメリカ、カナダ）が RU 単体であることも踏まえると、将来的には日本においても基地局インターフェースのオープン化の状況を見定めながら、電波法における免許事項の見直し、工事設計認証の対象範囲についても適宜見直しを実施頂きたいと考えます。	ご意見については、総務省にお ける今後の施策の参考とされる ものと考えます。	無

65	株式会社 NTT ドコモ	第3章 2.3.3.2 携帯電話基地局における工事設計認証の簡素化	携帯電話基地局の空中線においては、「携帯電話基地局における空中線について、例えば最大利得より下回るのであれば干渉影響等は軽減される方向のため、工事設計認証の取得において簡素化ができる可能性がある」とされているものの、電波法施行規則の見直し含めて検討が必要とされています。空中線は型式、外観図、特性等について全ての装置の情報を提示する必要があり、認証申請上の大きな稼働となっていることから、本簡素化について継続して検討が進められることを希望します。	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
66	株式会社 JTOWER	第3章 2.3.3.2 携帯電話基地局における工事設計認証の簡素化	【該当箇所】 P25 携帯電話基地局における空中線について、例えば最大利得より下回るのであれば干渉影響等は軽減される方向のため、工事設計認証の取得において簡素化ができる可能性があると考えられる。ただし、空中線に関しては、許可を要しない工事設計の軽微な事項としては、現在、電波法令において規定されていないことから、今後、空中線に関して電波法施行規則が見直された場合、改めて検討することが望ましい。 【意見】 工事設計認証の簡素化に関しては、令和7年総務省告示第307号において、部分的に空中線等について許可を要しない工事設計の軽微な事項として追加されているところですが、更なる簡素化措置として報告書案で例示された「空中線について、最大利得より下回る条件下とする」ことについては、より効果的な簡素化措置となるため、規定化に向けて速やかな検討を要望します。	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
67	個人	第3章 2.1.1.4 技適マークの表示方法	報告書案33ページに、「取扱説明書を添付する」とありますが、スマートフォンなどにおいて、現状として新製品に取扱説明書が添付されていることは稀であり、実態としてWEB上に記載されていることを踏まえて、WEB上に掲載も可のような文言を追加されることを希望します。	現行法令上、WEB上の掲載を可能とすることは認めていないので、原案のとおりいたします。	無
68	個人	第3章 2.3.1.1 ソフトウェアアップデートの認証審査の概要	報告書案全体43ページの中段部分の「電波型式（変調方式）・周波数・電力等」は、「電波の型式（変調方式）、周波数、空中線電力等」に修正が必要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、「電波型式」は「電波の型式」に、「電力」は「空中線電力」に修正いたします。	有
69	個人	第3章 2.3.1.2 ソフトウェアアップデートの認証の対象及び審査方法	図2-9の最下段に「ソフトウェアアップデートの対象は、携帯無線通信を行う無線局等、無線LAN（Bluetoothを含む。）に限定する予定」とありますが、無線LANにはWi-Fi HaLowやWiGigは含まれると解釈してよろしいでしょうか？また、LoRaやNB IoTも含まれると解釈してよろしいでしょうか？	ご提示のあった無線システムについては、本報告書における検討の対象とはしていません。 なお、報告書に記載のとおり、今後の状況変化や代替措置等の検討により、図2-9に示す条件を満たすことが確認できた種別については、柔軟に対象種別を追加	無

				することが望ましいと考えます。	
70	個人	第3章 2.3.1.2 ソフトウェア アップデートの認証 の対象及び 審査方法	図 2-10 の中段「B) 技術基準適合確認の方法 無線設備のユーザーにおける利用状況等にかかわらず、ソフトウェアアップデート後は技術基準に適合することが検証されることを審査。」とあります。 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第三号において、工事設計認証の審査は、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験、確認の方法の審査、の3点が規定されているが、これに加えて、「技術基準適合確認の方法」を審査項目として追加するということでしょうか？ 説明には「ソフトウェアアップデート後の無線設備は工事設計に合致することが検証されることが必要となる。」旨記載されています。 その検証のために必要な具体的な方法や書類はどのようなものになりますか？ 想像がつかないので分かるように具体的にご教示ください。	別表第三号の新たな審査項目として追加するものではなく、「確認の方法の審査」に含まれるものです。なお、認証取扱業者の義務である特定無線設備の検査は、無線設備を市場に出荷する前の製造の段階で行うものでありますが、ソフトウェアアップデートの場合、既に市場に出荷・販売された無線機器も検査対象となることから、市場に出荷・販売された無線機器にソフトウェアアップデートが適用された際に変更後の工事設計に合致することを予め認証取扱業者が確認する必要があることから、当該事項について認証機関において確認することとしています。 確認の方法の具体的な事項としては、ソフトウェアアップデート用のプログラムの書換えの方法（プログラムの頒布の方法）、プログラムの書換えが確実になされるために講じられる措置（プログラムの改ざん防止等）が想定されます。	無
71	個人	第3章 2.3.2.2 携帯無線通 信の基地局 等に関する 部品交換に 係る認証の 簡素化 2.3.3.2	「2.3.2.2 携帯無線通信の基地局等に関する部品交換に係る認証の簡素化」及び「2.3.3.2 携帯電話基地局における工事設計認証の簡素化」の提言内容は、携帯電話基地局に限らず、他の種別の特定無線設備にも共通して言えることですから、原則としてすべての種別に適用するよう提言をしていただきたい。今回の報告書案での提言が困難であれば、総務省において可及的速やかに制度改正をすることを希望します。また、それまでに時間を要するのであれば、電波利用ポータル基準認証制度についてよくある質問（FAQ）に掲載するなどにより措置をしていただきたい。	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無

		携帯電話基地局における工事設計認証の簡素化			
第3節 無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証の在り方					
72	個人	第3章 第3節 現行の認証制度における課題への対応について	報告（案）の「第3節 現行の認証制度における課題への対応について」については、現状と課題、技適マークの表示を確認できないことの影響、今後の取組の方向性までに留まっていて、「第2節 無線技術の進展を踏まえた新たな無線設備の認証の在り方」のように具体的な提言がされていないことが極めて残念です。引き続き本委員会において継続審議として年内には具体的な制度改正が実現するように尽力いただきたい。提言にあるように今後は総務省に丸投げするような事態にはならないことを切望します。仮に総務省において具体的に検討することを求めるのであれば、期限を区切って実施を求めるよう報告書案の修正をお願いします。	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
73	個人	第3章 3.2 技適マークの表示を確認できないことの影響	「3.2 技適マークの表示を確認できないことの影響」について 技適マークが適切に表示されない無線機器や技適マークが確認できない無線機器の中には、技術基準に適合しておらずそもそも国内で利用すると電波法違反になる機器や、利用に当たって無線局免許が必要な機器もある。このような事実を知らずに、一般消費者をはじめとする利用者がこれらの無線機器で電波を発射した場合、利用者が電波法違反に問われる可能性がある。」旨の記述があるが、審議中に作業班主査の発言にもあったように、このような制度自体に無理があることから、電波法を改正して、有害な混信が生じないような技術基準で制度化した無線設備については、早急に使用者（運用者）責任から、製造・販売者責任の制度に改正する必要があると思います。 電気用品安全法で PSE マークのないモバイルバッテリーを購入して発火事故を起こしてもユーザーは罰せられないのに、技適マークのないワイヤレスイヤフォンを使用している人が罰せられるというのはあまりにも非合理です。	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
その他					
74	個人	その他	つい先日も、ドコモが 3G サービスを終了で 数十万人が通信途絶というニュースがあったばかりだが、通信の空白地域が あちこちに残る状況で、その穴埋めではなく現存の通信を切り捨てた上で都市部の 5G・6G に注力というのは、インフラ事業としておかしいのではないか。そもそも数 Gbps の超高速通信など、一般人は必要としない。数 Mbps の安価で安定した、広範囲でプロバイダ共通のサービスこそ、必要なのではないか。企業の金儲け優先ではなく、国民の公共の利益となる方針転換を求める。尚、公共性を欠いた空き周波数帯の競売（電波オークション）には反対である。	本案の意見募集の対象としておりませんが、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無
75	個人	その他	ソフトウェアアップデートによる認証に関して、総務省は電波利用ポータルに「電波法に基づく特定無線設備基準認証制度マニュアル 2023 年春版」に掲載して注意喚起等を行っています。その中で、22 ページ(5) 変更の工事を行った場合の対応、の下	ご意見については、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無

			から15行目以降、「特に、ソフトウェアアップデートを実施し～」の記述は明らかに不適切な表記となっています。「このような場合、変更前の工事設計認証を受けた登録証明機関に、次に掲げる事項を記載した書類を確認方法書の一部として提出することで、改めて工事設計認証を求めることができる。」ではなく、「このような場合、工事設計認証を受けた登録証明機関に、設計変更の認証の申込を行わなければならない。」確認方法書の文言が出てくること自体が意味不明です。早急な訂正が必要です。		
76	個人	その他	報告（案）に反対します。電波有効利用の推進を進めるなら、通信を公共料金化し、地方普及を義務化すべきです。 電波は国民共有の有限資源です。しかし大手寡占による料金高止まり（月5,000円超）が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害しています（地方普及率75% vs 都市90%）。周波数割当の見直しが進むなら、公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にしてください。段階制禁止とデータ無制限低価格プラン・低容量プラン義務化で、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用を促進し、地方デバイドを解消します。MNP簡易化と手数料・解約金禁止でMVNO躍進、端末分離でCO2削減5%を実現。これで金儲け優先を終わらせ、持続可能な社会を構築できます。報告（案）に公共料金化を強く反映を求めます。	本案の意見募集の対象としておりませんが、総務省における今後の施策の参考とされるものと考えます。	無

（注意事項）提出された意見について、記載の明確化のため、体裁の修正や実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。